

建築基本法による 法体系の整備

2009.3.4.

東京大学大学院教授

神田 順

1. 社会規範の変遷
2. 耐震建築の課題
3. まちづくりと建築
4. 法に期待するもの
5. 建築基本法の提案

1. 社会規範の変遷

- トップダウン世界から集団合議制へ
- 市民社会の位置づけと自己責任
- 環境問題への価値観の醸成
- 市場経済を制御する規制
- 小さな政府と民間活力

2. 耐震建築の課題

- 法律で建築の要求性能基準を書ききれない
- 専門技術者が力を発揮する制度
- 建築基準法の構造規定の学術的不整合
- 法に耐震性を委ねることによる強者の利点
- 現代の巨大技術の法による制御は危険

法の役割と限界

- 行政の主導による法整備
1981年新耐震、1998年性能規定化、
2006年確認厳格化。
- 現行基準法による安全の定義
「政令で定める基準にしたがった構造計算
によって安全が確かめられたもの」

危険な安全宣言！

3. まちづくりと建築

- 景観法による自治体への期待
- 伝統木造建築の復活への試み
- 建築紛争に対する自治体の無力
- 容積・高さ制限を基準法で分類する無意味
- 確認制度から許可制度によって変わる事

4. 法に期待するもの

- 弱者を守ること
- 事業者・国民に平等であること
- 社会の変化に適合すること
- 国民に理解できること
- 国会審議が国民合意として立法化されること

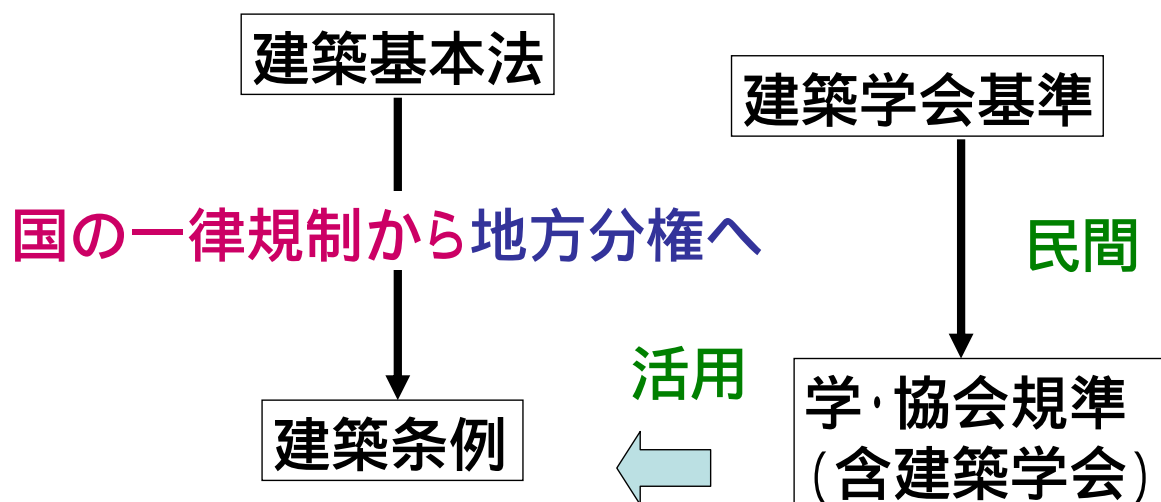
既得権から情報公開へ

- 羈束性のまやかし
面(技術)を線(法の条文)では消せない。
- 目標性能にも利害関係がある。
一律の最低基準で、誰も責任を取らない仕組みから抜け出ること。
- 評価機関の育成
民間への期待
- 保険制度の展開
自治体の関与に期待

5. 建築基本法の提案

- 建築基準法改正の限界(1998年法改正)
- 2003年8月建築基本法制定準備会発足
- 無責任体制からの脱却
- 景観3法の成立
- 住生活基本法の趣旨
- 2006年6月建築基本法準備会案の提案
- 国土交通大臣による「質の向上」への諮問

建築基本法による法体系の提案



1. 建築基本法の目的

- 建築物の基本理念を定め、それに関わる関係者の責務を明らかにすることにより、健康で文化的な生活の確保に寄与し、私たちの社会の持続的発展と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

建築基本法制定準備会案 2006.8.

2. 安全の確保

- 建築物は、地震、強風、積雪、土水圧等の自然の作用及び使用に伴う人為的な作用に対し、その用途、敷地の状況及び立地条件等に照らして十分に安全なものでなくてはならない。

技術的成果の活用促進を
専門家の責任で

3 . 健康への配慮

- 建築物は、その使用者の健康で文化的な生活に、十分に配慮されたものでなくてはならない。

生産者の規制、
情報公開

4 . 環境への配慮

- 建築物は、地域社会の構成要素であることに鑑み、立地条件、周辺の町並み及び自然の景観に配慮されたものでなくてはならない。また、建築物は、その建設、使用及び解体に際して環境への影響に配慮したものでなくてはならない。

景観法の活用、
地球環境への配慮

5 . 建築物による社会資産の充実

- 建築物は、社会的存在であり、長期間にわたる使用を前提として建設されるものであるがゆえに、その構成要素の状況、使用の状況、立地条件及び周辺的环境に応じて、適切な維持管理・運用がなされなくてはならない。

私有財産と社会資産との
バランスについての合意

6 . 国および地方公共団体の責務

- 国及び地方公共団体は、上記4項目の基本理念(以下「基本理念」という。)が実現されるための施策を策定し、これを実施する責務を有する。
2: 国及び地方公共団体は、その施策において、基本理念に合致しない建築物が出現しないことを確保し、基本理念に合致しない建築物が存在している場合には、改善させる責務を有する。

3：国及び地方公共団体は、その施策において、基本理念を実現するために、地域社会の意思が適切に反映されるよう努めなくてはならない。

4：国及び地方公共団体は、その施策において、建築物に関する技術の発展に資するよう配慮するとともに、それが基本理念の実現のために適切に発揮されることを推進する責務を有する。

7. 建築主・建築物の所有者・使用者等の責務

- **建築主は、自らの責任において、その建築しようとする建築物を基本理念に合致したものとする責務を有する。**
- 2：建築物を所有しようとする者は、自らの責任において、その所有しようとする建築物が基本理念に合致したものであることを確認する責務を有する。**
- 3：建築物の所有者・使用者等は、自らの責任において、基本理念に基づいて、その所有し、管理し、又は占有する建築物を良好に維持管理し、目的に合致する運用をする責務を有する。**

8 . 事業者の責務

- **建築にかかわることを業として行う事業者は、専門家の有する建築物に関する専門知識に基づき、それぞれの事業において、建築主又は建築物の所有者等の信頼に応えるとともに社会の信託に応えて、基本理念をよりよく実現するよう努める責務を有する。**

9 . 専門家の責務

- **建築にかかわる専門家は、基本理念の実現における専門知識と技術の役割を自覚し、独立した公正な立場において、建築主、建築物の所有者等若しくは事業者の信頼に答えるとともに、あわせて社会の信託に応えることによって、基本理念のよりよい実現に誠実に貢献する責務を有する。**

専門家の役割に期待、
資格の見直し

まとめ

建築物は社会資産という概念を前提に

- 1 . 高い安全性達成には、確認制度は不適切
- 2 . 法は基本理念と関係者の責任範囲を明記
- 3 . 事前協議を基本に、条例規制とピアチェック
- 4 . 専門家の説明責任と情報公開
- 5 . 評価機関の育成と保険制度の活用